

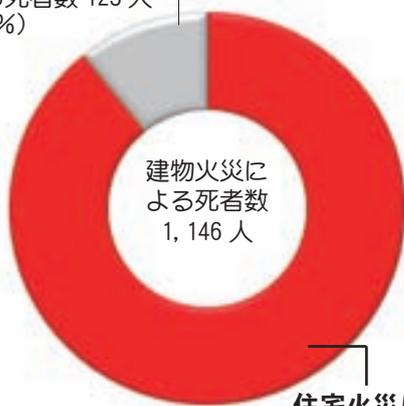
住宅用火災警報器の設置期限は 平成23年 5月31日 です

照会先 中濃消防組合消防本部・予防課 ☎ 23-9008

すべての住宅を対象に、住宅用火災警報器の設置が法律によって義務づけられています。罰則や罰金はありませんが、恐ろしい住宅火災から家族の命を守るために正しく設置しましょう。

建物火災による死者数の建物区別割合(全国)

住宅以外の建物火災
による死者数 123人
(10.7%)



建物火災による死者数
1,146人

住宅火災による死者数
1,023人
(89.3%)

※放火自殺者等を除く

住宅火災による死者数の経過別割合(全国)

その他
342人(33.4%)

逃げ遅れ
603人
(59.0%)

出火後
再進入
24人
(2.3%)

着衣着火
54人(5.3%)

住宅火災による死者数
1,023人

※放火自殺者等を除く

総務省 平成21年火災の状況(確定値)より

上の円グラフから分かるように、建物火災による死者の **約9割が住宅火災** によるもので、そのうち **約6割が逃げ遅れ** で尊い命を落としています。

また、住宅火災による死者の **約6割が65歳以上の高齢者** であることや、**就寝中の火災死者数が多い** ことが分かっています。

あなたや家族の命を守るために、 住宅用火災警報器が必要なのです。

関市消防団が取り付けをお手伝いします。

住宅用火災警報器を購入したけれど、取り付け方法が「わからない」または「難しくて困っている」という方は、最寄りの消防団員へお尋ねください。消防団員がお宅へお伺いし、取り付けのお手伝いをします。(費用はかかりません。)

消防団に関するお問い合わせは、危機管理課 (☎ 23-7736) まで。

悪質な訪問販売にご注意を！
消防職員のふりをして機器などを販売したり、「今すぐ設置しなければいけません」などと強引に販売する悪質な訪問販売には、十分注意してください。市役所や消防署が販売したりすることはありません。

住宅用火災警報器の種類

住宅用火災警報器には2つの種類があります。

煙式 住宅用火災警報器



- 煙を感知して火災を知らせます。
- 火災をより早く感知するためにも、寝室や階段などに煙式住宅用火災警報器を設置しましょう。

熱式 住宅用火災警報器



- 熱を感知して火災を知らせます。
- 台所などは熱式の住宅用火災警報器を設置するとよいでしょう。

購入する際は、住宅用火災警報器の品質を保証する日本消防検定協会の鑑定に合格した「NSマーク」の付いているものを選びましょう。



• 住宅用火災警報器は、ショッピングセンター、家電販売店、ホームセンターなどで販売しています。
※耳の不自由な方には、光や文字、振動などで火災の発生を知らせる補助警報装置があります。
詳しくは福祉政策課(☎ 23-9031 ☎ 23-7748)までお問い合わせください。

住宅用火災警報器の設置場所

寝室 (必ず設置)

普段、寝ている部屋。子ども部屋や高齢者の居室なども、寝室として使っている場合は**煙式**住宅用火災警報器の設置対象となります。

階段 (必ず設置)

寝室がある階の階段最上部に**煙式**住宅用火災警報器を取り付けます。

台所など (設置が望ましい)

寝室以外の居室や台所などは設置の義務はありませんが、設置に努めましょう。
※台所には**熱式**の火災警報器が望ましいです。

市の助成

詳しくは各課へお尋ねください。

【高齢者】

- ◆対象：1人暮らしの高齢者または高齢者世帯で、要介護認定において要支援1以上の認定を受け、住民税非課税世帯の方
- ◆金額：無料
- ◆申込方法：所定の申請書を高齢福祉課、各地域事務所に提出してください。審査・決定後、業者から納品されます。
- ◆照会先：高齢福祉課 ☎ 23-7730 ☎ 23-7748

【障がい者】

- ◆対象：①身体障害者手帳1級・2級の方、療育手帳A1・A2・Aの方、精神障害者保健福祉手帳1級の方(単身世帯など) ②聴覚障がい者(単身世帯など)
- ◆金額：購入額の9割を助成(上限額あり)
- ◆申込方法：購入前に手帳、印鑑、見積書(購入が決まっている場合のみ)を持参して福祉政策課へ申請してください。
※購入後は申請できません。
- ◆照会先：福祉政策課 ☎ 23-9031 ☎ 23-7748